

随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	令和8年度水閘門操作管理委託
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 大隅河川国道事務所長 平田 遼 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1
契約締結日	令和8年4月1日
契約の相手方の 氏名及び住所	鹿屋市
契約金額 (消費税及び地 方消費税含む)	¥594,329-
予定価格 (消費税及び地 方消費税含む)	¥0-
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備 考	

随意契約理由書

1. 業 務 名：令和 8 年度水閘門等操作管理委託
2. 履 行 場 所：鹿児島県鹿屋市川東町地先外
3. 随意契約の相手方：名称 鹿屋市長 郷原 拓男
住所 鹿児島県鹿屋市共栄町 2 0 番 1 号
電話 0 9 9 4 - 4 3 - 2 1 1 1
4. 随意契約適用法令：会計法第 2 9 条の 3 第 4 項及び
予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号

5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

1) 当該業務の目的

本業務は、肝属川、始良川、串良川の洪水（及び高潮）の堤内地への逆流を防止するため、水閘門の操作、点検業務を委託するものである。

2) 当該業務の内容

本業務は、当該施設の操作を円滑に行い、もって災害の発生を防止するため、操作及び点検、整備を行い、それらを行った際の記録、報告等を行うものである。

3) 随意契約に付する理由

本契約は、公共的、地域防災的なものであり、出水時においては、その緊急性に迅速かつ的確な行動・判断を有している必要がある。

上記契約の相手方は、災害の未然防止と被害の軽減に努める等地域防災を責務としている地方自治体であり、当該地域の地域特性を熟知しており、施設の操作や災害時の対応が可能な体制が確立されている。

本業務は、河川法第 9 9 条に基づき鹿屋市に委託するものであり、契約の相手方が一に定められ、競争性のない随意契約によらざるを得ない。

よって、会計法第 2 9 条の 3 第 4 項及び予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号の規定に基づき、随意契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者)

河川管理課長